

議第87号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例
京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「対して,」の右に「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるとした場合において,」を加え,「課されていない」を「課されないこととなる」に改める。

附 則

この条例は,平成24年8月1日から施行する。

提案理由

医療費の支給対象者の判定に係る扶養控除額の算定について,改正前の所得税法の規定の例によることとする必要があるので提案する。